

# 第三者承継支援総合パッケージ

令和元年 12月20日 公表  
中小企業庁

## 第三者承継における課題と対応の方向性

- 現在、中小企業のM&Aは年間4,000件弱に留まり、潜在的な後継者不在の中小企業の数（127万者）からして不十分。
- その背景として、以下3つの課題が存在。それぞれで抜本的な対策が必要。

### マッチング前

#### 課題①

#### 売り案件が圧倒的に少数

※中小M&A市場の売り・買い案件の割合  
1：9程度

- ① 経営者にとって第三者承継が身近でなく、他者へ「売る」ことへの抵抗感が根強い。
- ② 仲介手数料や仲介業者などのM&Aに係る情報が不十分で、売りを躊躇。

### マッチング時

#### 課題②

#### マッチングの成立が困難

※事業引継ぎ支援センターの成約率約8%

- ① 個人保証の存在により、承継を拒否。
- ② 適切な相手が見つからない。  
(従業員含む)

### マッチング後

#### 課題③

#### 承継後の経営統合が困難

- 承継後の経営統合や事業戦略の再構築にコストを要し、承継を躊躇。

### 3つの柱で政策を抜本強化

1. 経営者の売却を促すための  
ルール整備や官民連携の取組

2. マッチング時のボトルネック除去や  
登録事業者数の抜本増加

3. マッチング後の各種コスト軽減

# 黒字廃業を回避するための**第三者承継支援総合パッケージ**（10年間の集中実施）

- **10年間で60万者**（6万者/年×10年）の**第三者承継の実現**を目指す。
- **技術・雇用等の中小企業の経営資源を、次世代の意欲ある経営者に承継・集約。**

## 1. 経営者の売却を促すためのルール整備や官民連携の取組

- （1）「事業引継ぎガイドライン」を改訂し、経営者が適正な仲介業者・手数料水準を見極めるための指針を整備。第三者承継を経営者の身近な選択肢とする。
- （2）事業引継ぎ支援センターの無料相談体制を抜本強化し、経営者が気軽に相談できる第三者承継の駆け込み寺に。

## 2. マッチング時のボトルネック除去や登録事業者数の抜本増加

- （1）「経営者保証ガイドライン」の特則策定により、個人保証の二重取りを原則禁止。
- （2）「事業引継ぎ支援データベース」を民間事業者にも開放し、スマホのアプリを活用したマッチングなど、簡便なしくみを提供。

## 3. マッチング後の各種コスト軽減

- 新社長就任に向けた後継者の教育支援や、事業の選択と集中を促す補助金の創設をはじめ、予算・税・金融支援を充実。

# (参考 1) 第三者承継のフローと具体的な支援策

- 第三者承継の促進に向け、機運の醸成、マッチングの円滑化、マッチング後の取組支援と、それぞれのフェーズで顕在化している課題に応じて、切れ目のない支援を実施する。

## 第三者承継の課題と支援の全体像

(★R2年度からの新たな取組 ◆R元年度補正予算関連の取組 ●延長・継続する取組)

### 機運醸成・環境整備

#### 売却を躊躇

#### ★事業承継の機運醸成

- ・ 事業引継ぎ支援センターと民間プラットフォーマー等が連携し、身近な形での仲介を推進

#### ★地域金融機関・民間仲介事業者との連携強化等

- ・ 地銀等を通じた中小企業への人材紹介の促進等

#### 情報不足

#### ★事業引継ぎガイドライン

- ・ 民間仲介事業者に中小M&A時の指針を提示

### マッチングの円滑化

#### 個人保証

#### ★経営者保証解除パッケージ

- ・ 「経営者保証ガイドライン」の特則を策定し、先代経営者と後継者からの保証の二重取りを原則禁止
- ・ 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設

#### 相手の不在

#### ●事業引継ぎ支援センターの体制強化

- ・ 後継者人材バンクの活用によるマッチング強化
- ・ データベースの開放による民間事業者の参入促進

#### ●官民による事業承継ファンドの積極活用

- ・ 民間・中小機構のファンドを通じた企業価値向上

#### ●中小企業投資育成を通じたMEBOの支援

- ・ 投資の出資による資金調達と安定株主の導入

### マッチング後の取組支援

#### マッチング後の事業化・経営戦略

#### ◆事業承継補助金の充実化

- ・ ベンチャー型事業承継など、新規性の高い取組に対して、補助率の引上げなど支援充実化
- ・ 事業の選択と集中と促す仕組みの導入

#### ◆事業承継ネットワークの体制強化

- ・ 専門家派遣を通じた、承継後の経営指導

#### 後継者の教育

#### ◆承継トライアル事業

- ・ 後継者教育の「型」を実証しマッチング精度を向上

#### マッチング後の税・資金負担

#### ●登録免許税・不動産取得税の軽減

- ・ 買い手の負担軽減により、第三者承継の効果を最大化

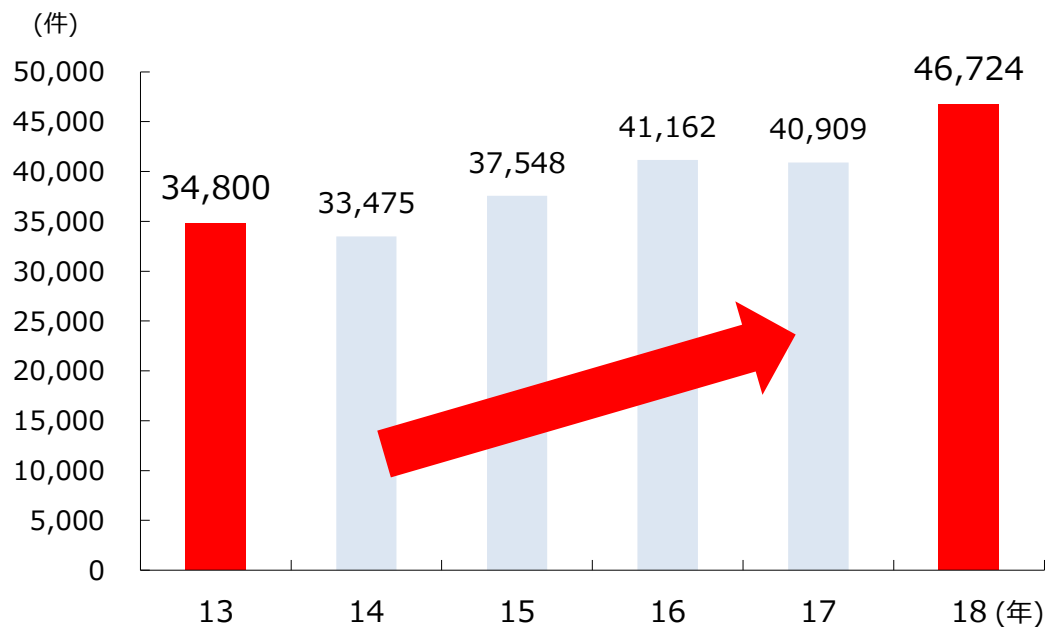
#### ●金融支援

- ・ 承継円滑化法に基づく信用保証・公庫融資の特例

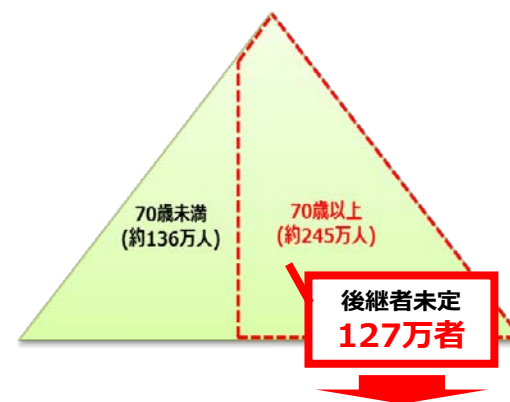
## (参考2) 事業承継の現状と目標

- 中小企業の休廃業・解散件数は増加傾向であり、2018年は4万6千件と5年前より1万件以上増加。
- このままでは、価値ある中小企業の廃業に歯止めがかからず、地域における雇用や技術も失われるおそれ。
- このため、2025年までに、70歳以上となる後継者未定の中小企業約127万者のうち、黒字廃業の可能性のある約60万者の第三者承継を促すことを目標とする。

＜現状＞  
休廃業件数の推移



＜目標＞  
第三者承継を促すべき数



第三者承継の可能性のある者

**約60万者**

※中小企業の黒字廃業の比率49.1%

10年間での達成とすると、  
**年間6万者以上**

## (参考3) 閣議決定文書における事業承継に係る記載

- 今夏閣議決定された「成長戦略」や「骨太の方針」でも、事業承継を強力に支援することが明記されており、「第三者承継支援総合パッケージ」は、こうした方向性を具体化するもの。
- 令和元年度補正予算・令和2年度当初予算において、事業承継補助金の充実等の重要な支援策が出揃うところであり、これらをパッケージとして第三者承継を強力に進めていく。

### 成長戦略（6月21日閣議決定）

#### ○中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

- 事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、同補助金において、経営資源引継ぎ型の創業や事業承継を後押しするための方策について検討する。
- 創業希望者による創業や事業承継を促すため、事業引継ぎ支援センターの業務に、経営資源引継ぎのマッチング業務や廃業相談対応を追加する。
- 本年度中を目途に「事業引継ぎガイドライン」（平成27年3月中小企業向け事業引継ぎ検討会策定）を見直し、より実践的な内容とするとともに、経営資源引継ぎに関する内容を追加する。
- 本年度中を目途に後継者人材バンクを全国の事業引継ぎ支援センターに拡大する。また、全国の創業支援機関とも連携して、同バンクに登録される創業希望者の数を大幅に増加させる。あわせて、土地、建物、設備等の経営資源の引継ぎに係る情報を含めて、事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充する。
- 昨年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。

### 骨太の方針（6月21日閣議決定）

#### ○中堅・中小企業・小規模事業者への支援

事業承継については、事業承継税制の活用促進を図りつつ、10年程度の集中実施期間で予算、税制等の総合的な支援を強力に進める。特に、第三者承継や経営資源引継ぎ型の創業を後押しするため、M & Aを通じた事業再編やマッチングへの支援を促進する。また、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援を拡充・重点化する。

# 施策集

---

# 事業引継ぎガイドラインの改訂

- 近年の中小M&Aマーケットの状況を踏まえ、第三者承継を行う際の具体的な指針とすべく、来春目途に「事業引継ぎガイドライン」を改訂予定。
- 経営者が適正な仲介業者・手数料水準を見極めるための指針を整備する。

## 改訂の方向性

### M&A仲介の指針

- M&Aの経験・知見に乏しい事業者視点に立ち、M&A専門業者等のサービスの妥当性を客観的に評価できる指標を策定  
例：
  - ✓ 民間M&A専門業者の標準的な業務内容・適正水準（契約内容、料金体系等）、  
M&A専門業者を活用する際の留意点の提示
  - ✓ 売却価格の客観的な価値算定方法
  - ✓ M&Aの際に、リスク軽減に向けあらかじめ買い手が考慮すべき事項 等
- ITプラットフォームを用いたマッチングサービス業者の適切な業務遂行の指針

### 支援機関のあり方

- 上記指針を活用した事業者向けの支援サービスのあり方
- 金融機関、商工団体、土業における事業承継支援の具体的役割・留意すべき点



# 民間プラットフォームとの連携による事業承継機運の醸成

- 事業引継ぎ支援センター（中小企業庁）と民間プラットフォームが連携したプロジェクトを実施。
- それぞれのプラットフォームの顧客層や強みを踏まえ、事業引継ぎ支援センターの相談者を紹介し、マッチング後のフォローを双方で実施。事業承継の機運を全国的に広め、身近な形での仲介を推進。

## プラットフォームとの連携のスキーム



機運醸成  
環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 個人保証脱却・政策パッケージ

- 事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、金融機関と中小企業者の双方の取組を促す、総合的な対策を実施。

## 1. 政府関係機関が関わる融資の無保証化拡大

(1) 商工中金は、「経営者保証ガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」\* 新規融資に占める無保証融資の割合は、現状の35%から大幅増加を見込む

(2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による支援・確認を受けた場合、保証料を軽減し、最大でゼロに（保証協会における管理に必要な費用の一部（約0.2%）を除く）

## 2. 金融機関の取組を「見える化」し、融資慣行改革へ

(3) ①事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」（2014年2月施行）の特則策定・施行

\*年間約1万件の二重徴求、年間約2万件の後継者からの保証徴求案件が対象

\*旧経営者と後継者の二重徴求の原則禁止、保証設定時の事業承継への影響考慮等

②経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げ支援（経理の透明性確保や財務内容の改善等）やガイドライン充足状況の確認

(4) 金融機関の経営者保証なし融資の実績等（KPI）を公表

民間銀行：2019年度下期分～  
政府系金融機関：2018年度分～

機運醸成  
・環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

- 後継者未定の者のうちの多くが、「経営者保証」を理由に後継者に承継を拒否されている。

## ＜2025年の中小企業経営者＞

全体：約381万人（2016年度調査）

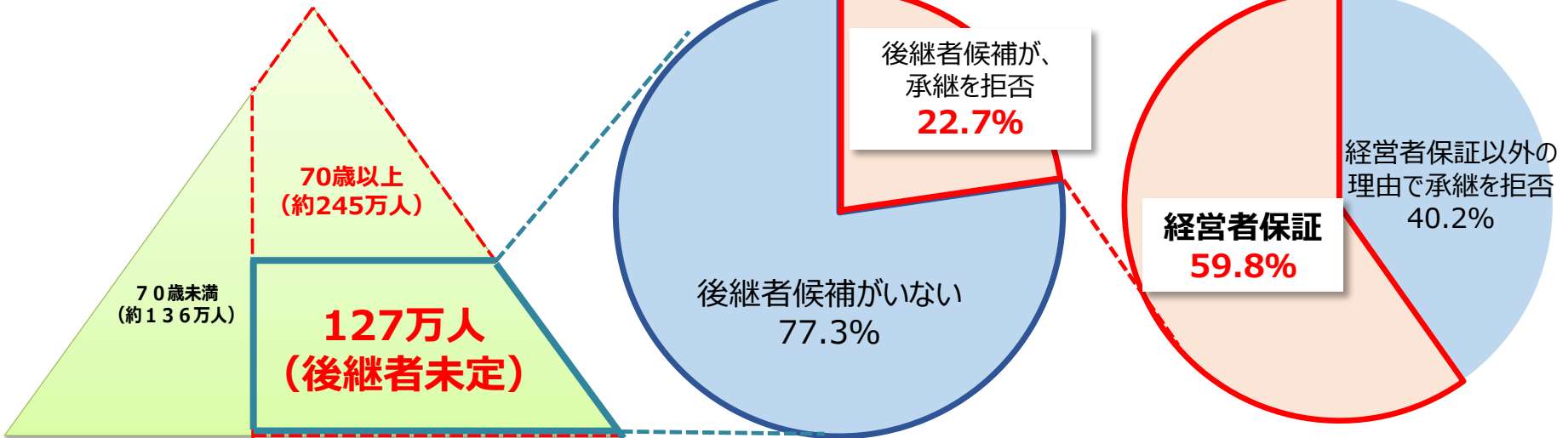
## ＜後継者未定の理由＞

## ＜なぜ事業承継を拒否しているか＞

機運醸成  
・環境整備

マッチング  
の円滑化

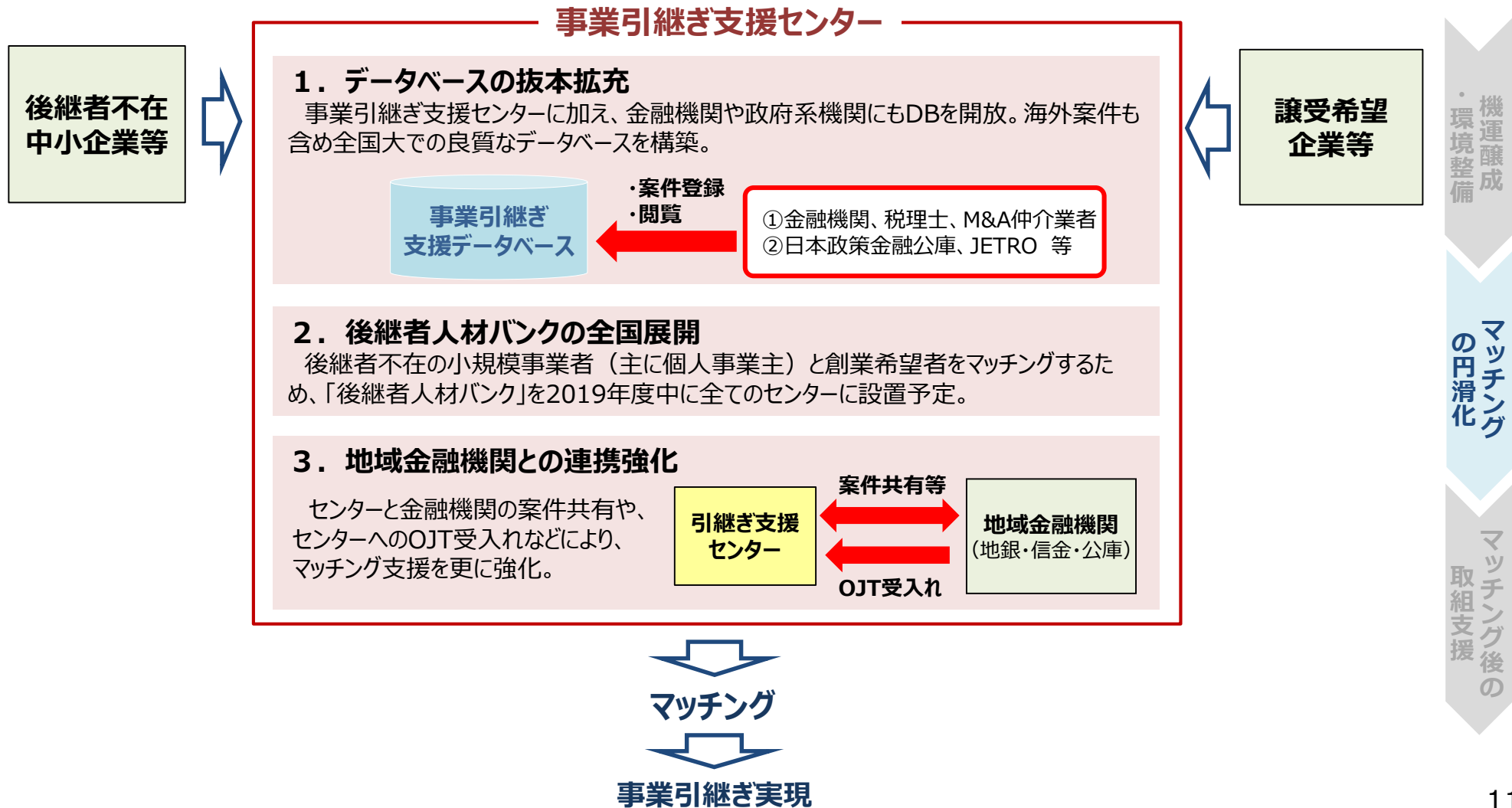
マッチング後の  
取組支援



(資料) 中小機構

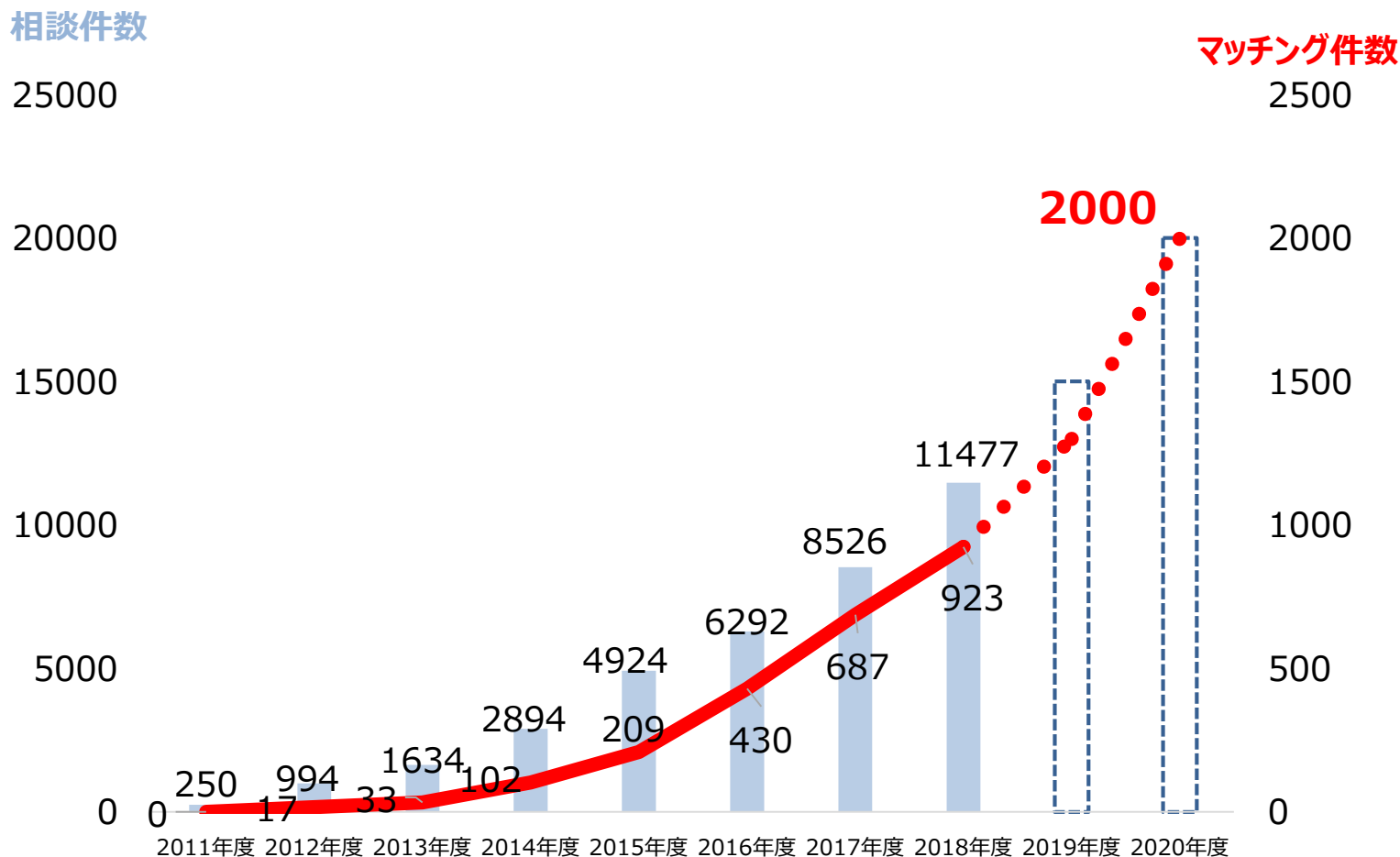
# 事業引継ぎ支援センターの体制強化

- 事業引継ぎ支援センターのマッチング支援体制を大幅に強化。
- 経営者が気軽に相談できる第三者承継の駆け込み寺としての機能を強化。



- 2020年度に、事業引継ぎ支援センターにおいて年間2000件のマッチングを実現。

## 事業引継ぎ支援センターの目標（単年度実績）



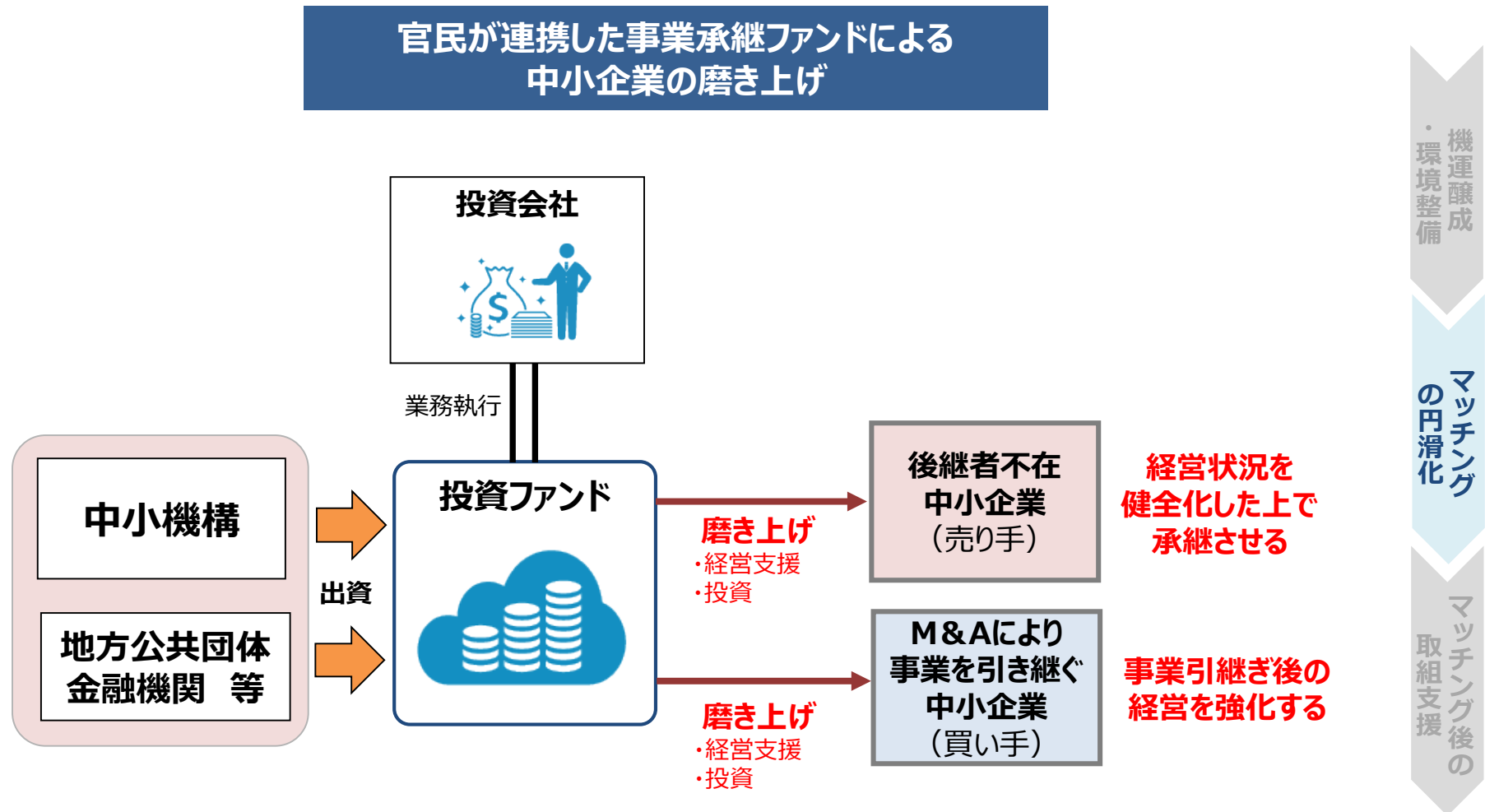
機運醸成  
・環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 事業承継ファンド

- 政府系機関が、民間投資ファンドに出資すること等を通じて、事業承継（売り・買い）を希望する中小企業に投資を行い、経営支援等を実施。

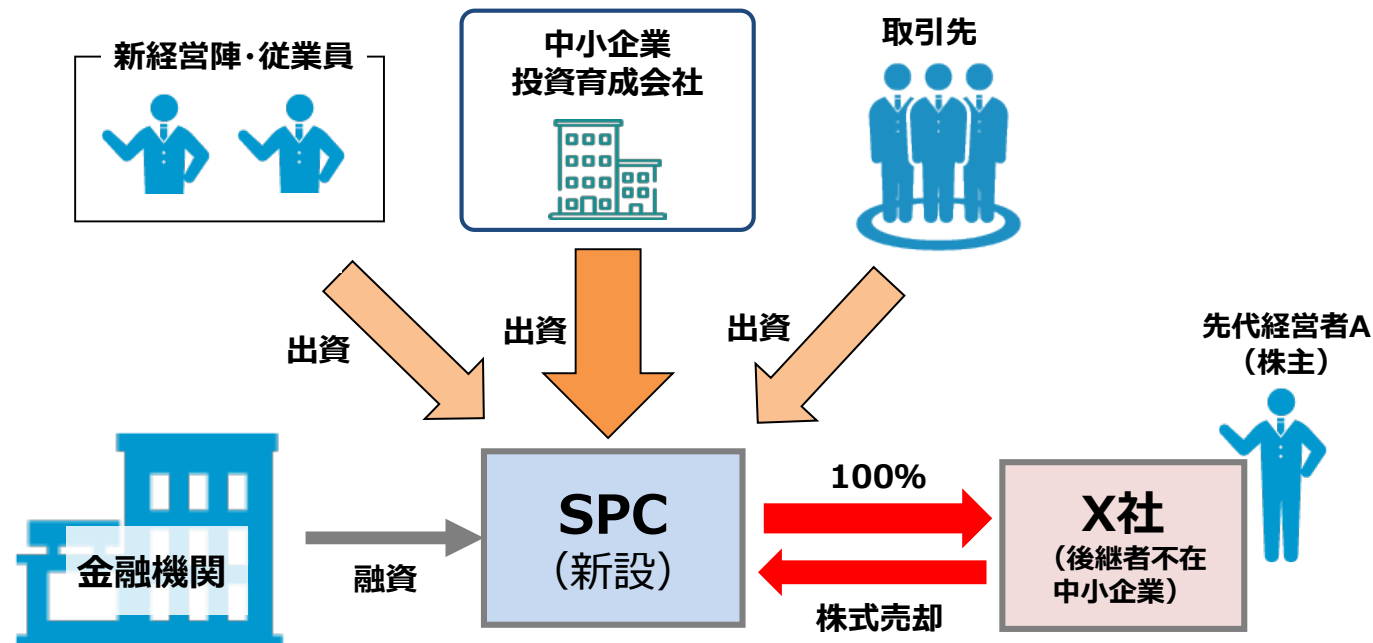


# 中小企業投資育成を通じたMEBOの支援

- 中小企業投資育成会社を通じた出資により、第三者承継のための資金調達等を支援。
- 金融機関や取引先とも連携することで、第三者承継の円滑化と承継後の事業の拡大を実現。

## 支援のスキーム

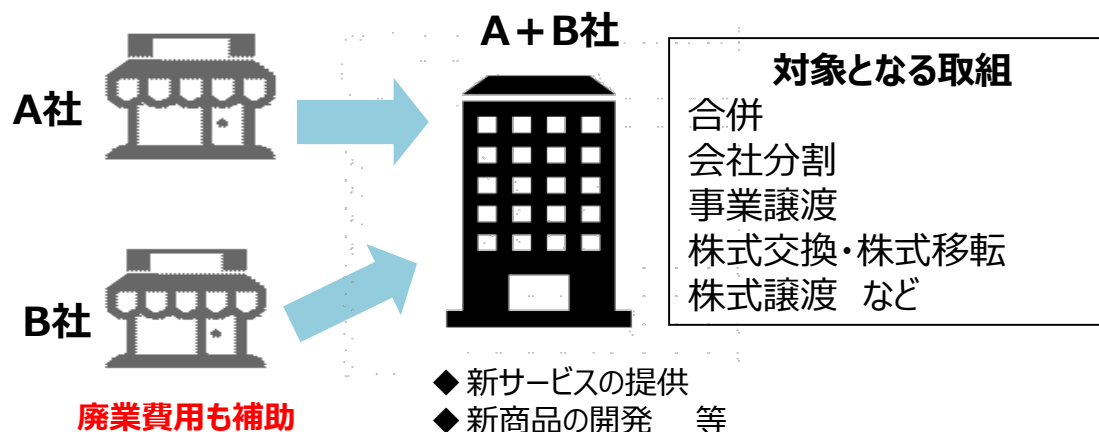
- ✓ 先代経営者Aは親族に後継者が不在のため、新経営陣・従業員に株式を譲ることを検討しているが、株式の買取り資金が不足。
- ✓ このような場合に、中小企業投資育成会社では、新経営陣・従業員等がSPC（特別会社）を設立したのち、不足する資金を補うための出資を実施。それでもなお、資金が不足した場合には銀行融資でも調達。
- ✓ 先代経営者Aは、SPCに全株を売却することで、円滑な第三者承継が実現できる。



# 事業承継補助金

- 第三者承継を契機に、新たな取組に挑戦する事業者を補助金（最大1,200万円）により後押し。
- 来年度からは、ベンチャー型事業承継枠等を新設するとともに、事業を譲渡する者の廃業費用も補助対象とし、事業の選択と集中を促す。

## M & A後の新たな取組等を補助



| 枠組                     |        | 補助率   | 補助上限額 | 上乗せ額<br>※廃業を伴う場合 | 合計      |
|------------------------|--------|-------|-------|------------------|---------|
| 原則枠                    | 経営者交代型 | 1 / 2 | 225万円 | +225万円           | 450万円   |
|                        | M & A型 | 1 / 2 | 450万円 | +450万円           | 900万円   |
| ベンチャー型事業承継枠<br>・生産性向上枠 | 経営者交代型 | 2 / 3 | 300万円 | +300万円           | 600万円   |
|                        | M & A型 | 2 / 3 | 600万円 | +600万円           | 1,200万円 |

機運醸成  
・環境整備

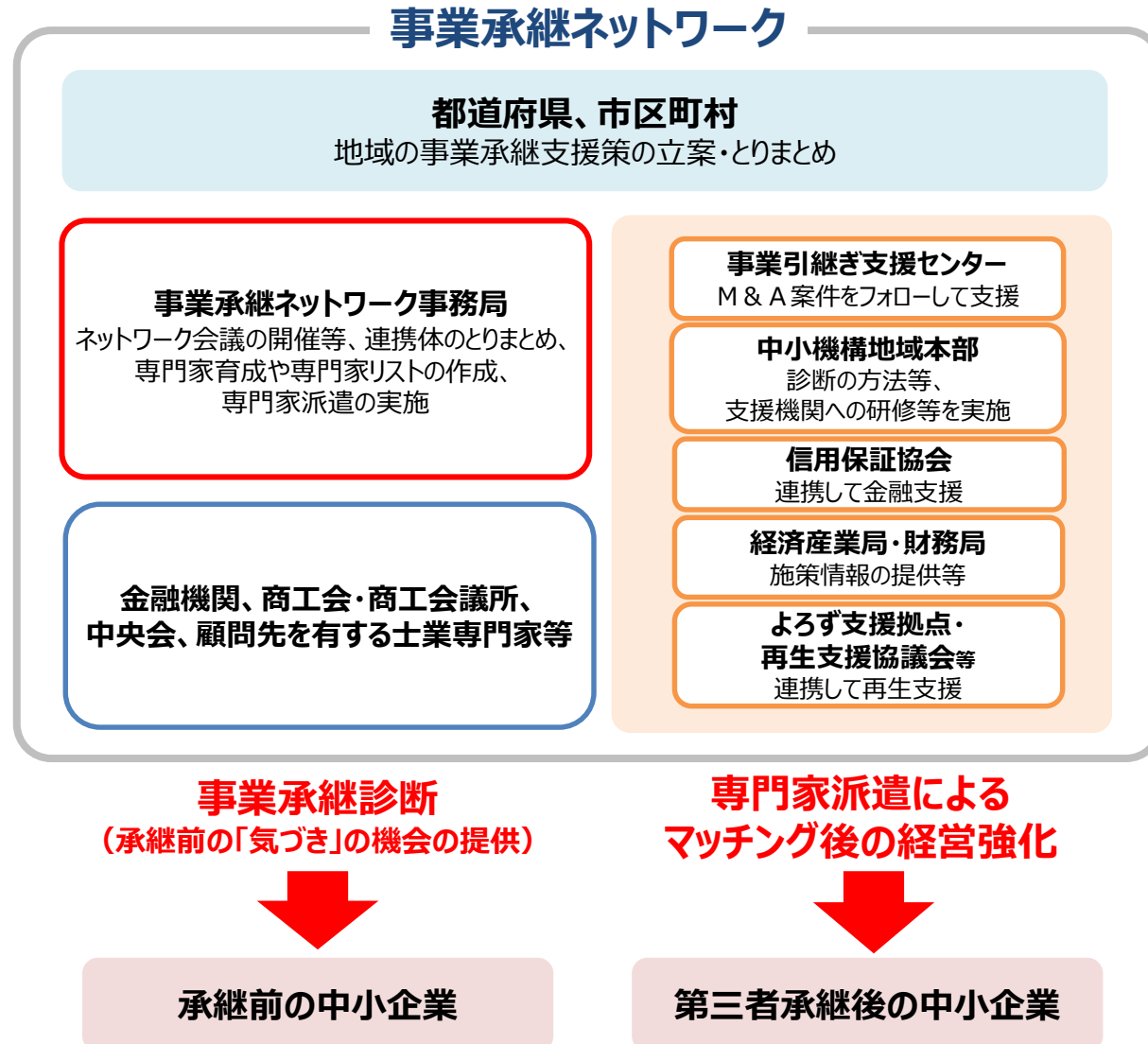
マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援



# 事業承継ネットワーク

- 第三者承継後の経営戦略などの課題を、専門家派遣を通じて解決する。



機運醸成  
・環境整備

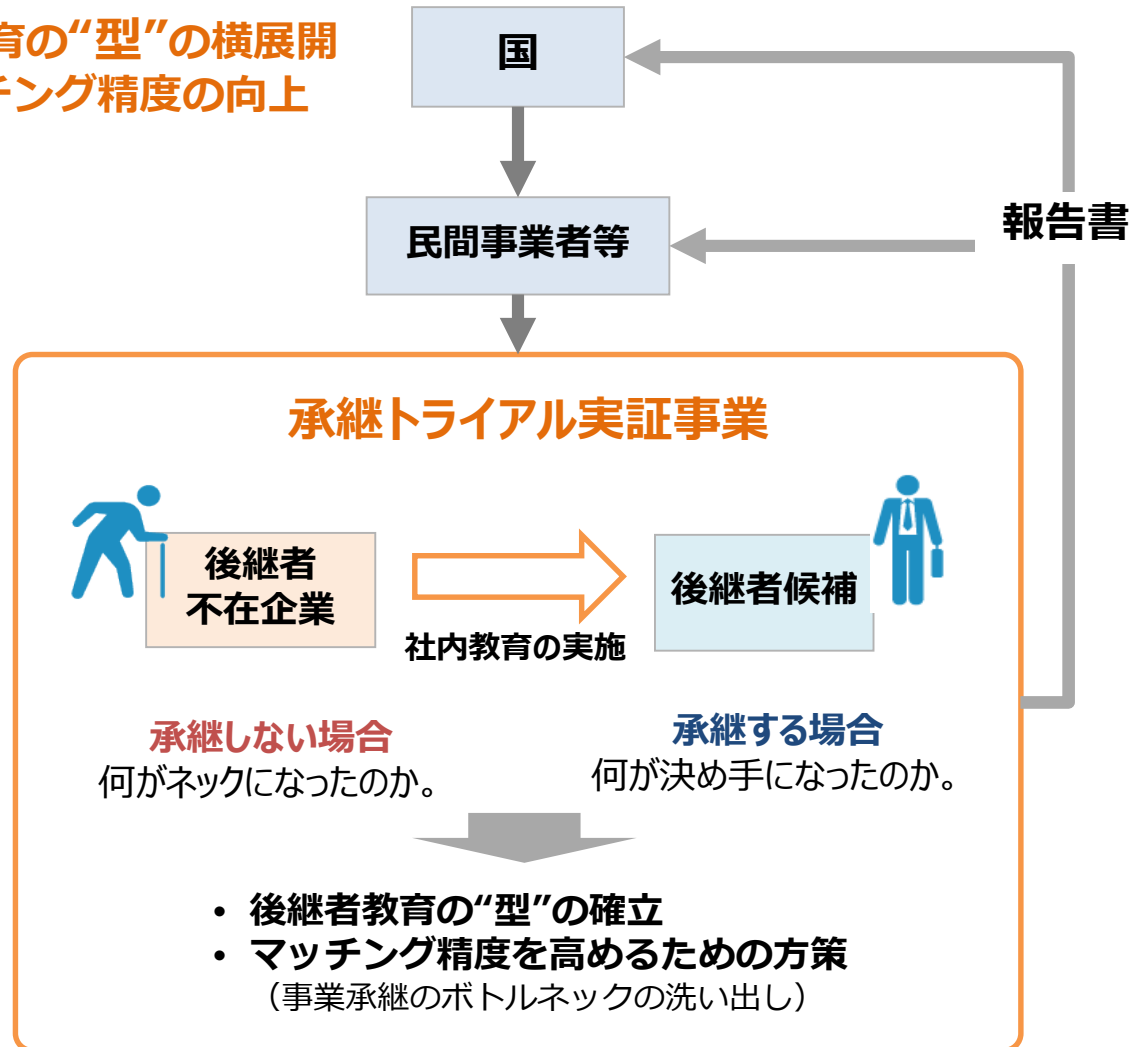
マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 承継トライアル実証事業

- 中小企業の現場における後継者教育は個別性が高く、第三者承継時の課題となっている。
- 有効な後継者教育の内容や型を明らかにし、標準化を進めることでマッチング精度を高めていく。

後継者教育の“型”の横展開  
⇒マッチング精度の向上



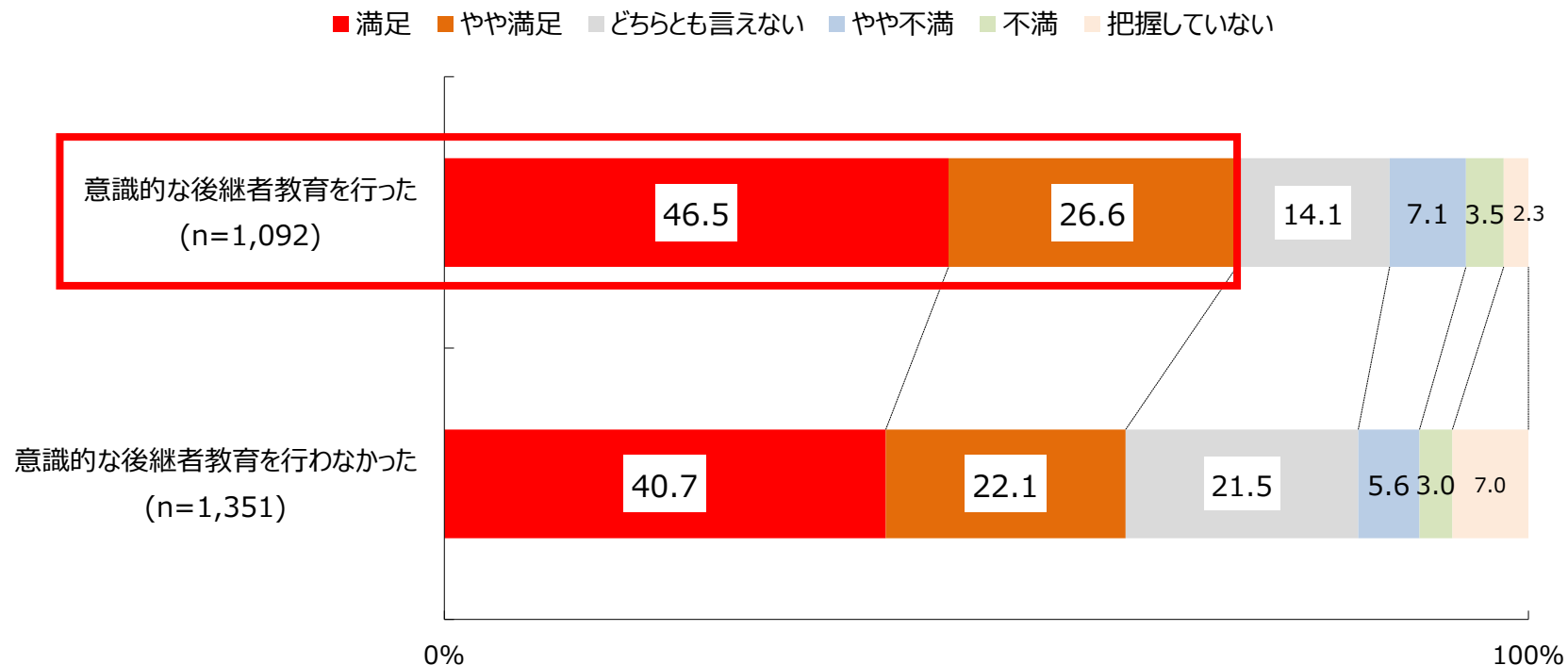
機運醸成  
・ 環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

- 意識的な後継者教育を行った場合、事業承継後の後継者に対する満足度が高くなる傾向。

## 後継者の働きぶりに対する満足度



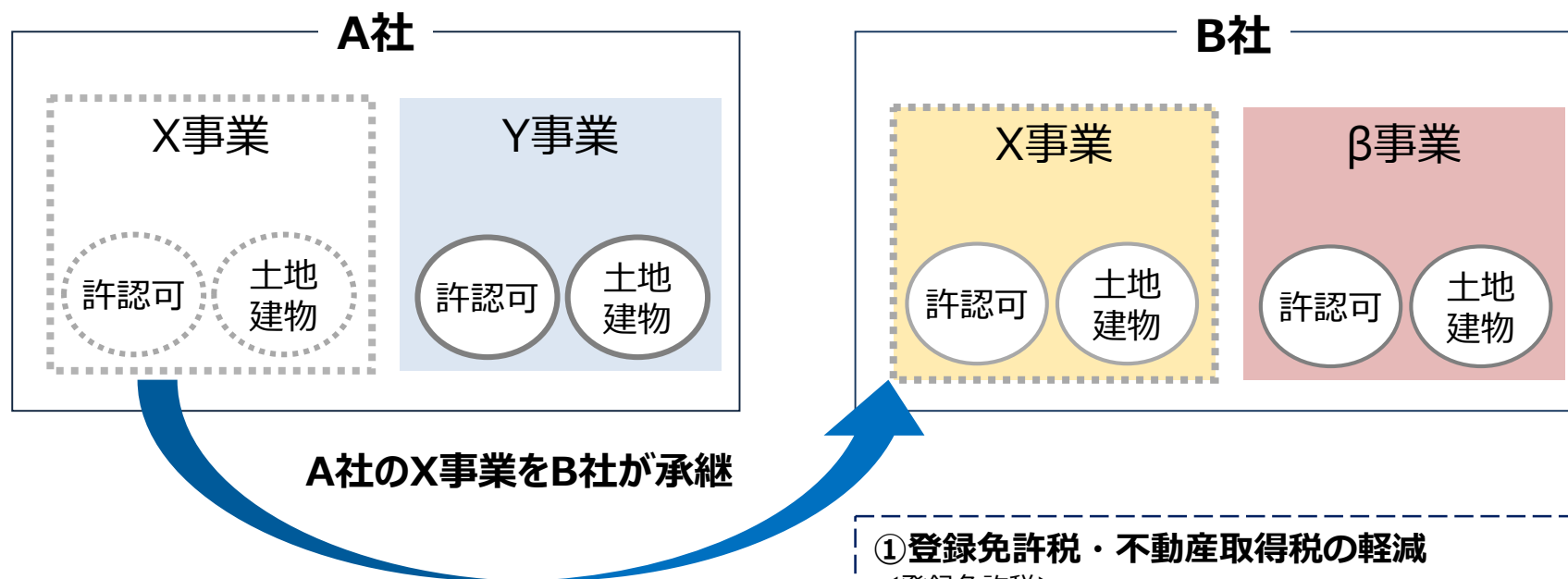
機運醸成  
・環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置等

- 第三者承継（合併・会社分割・事業譲渡）に伴い不動産の権利移転が生じる場合に、登録免許税・不動産取得税を軽減。（令和3年度末まで延長）
- さらに、許認可承継の特例も措置し、承継後の負担を軽減。



## ①登録免許税・不動産取得税の軽減

＜登録免許税＞

2.0%（通常）⇒ **0.4%**（特例）

＜不動産取得税＞

**不動産価格の1/6に相当する額を課税標準から控除**

## ②許認可承継の特例

＜対象業種＞

- ・旅館業 ・建設業 ・火薬類製造業、火薬類販売業
- ・一般旅客自動車運送事業 ・一般貨物自動車運送事業
- ・一般ガス導管事業

（注）

- ・B社は、中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」の認定を受けることが必要。
- ・A社、B社ともに個人事業者を含む。
- ・A社は後継者難の事業者であることが必要。
- ・B社は、A社と資本関係、親族関係等がない事業者に限る。
- ・軽減率は方式により異なる（0.4%になるのは会社分割の場合）

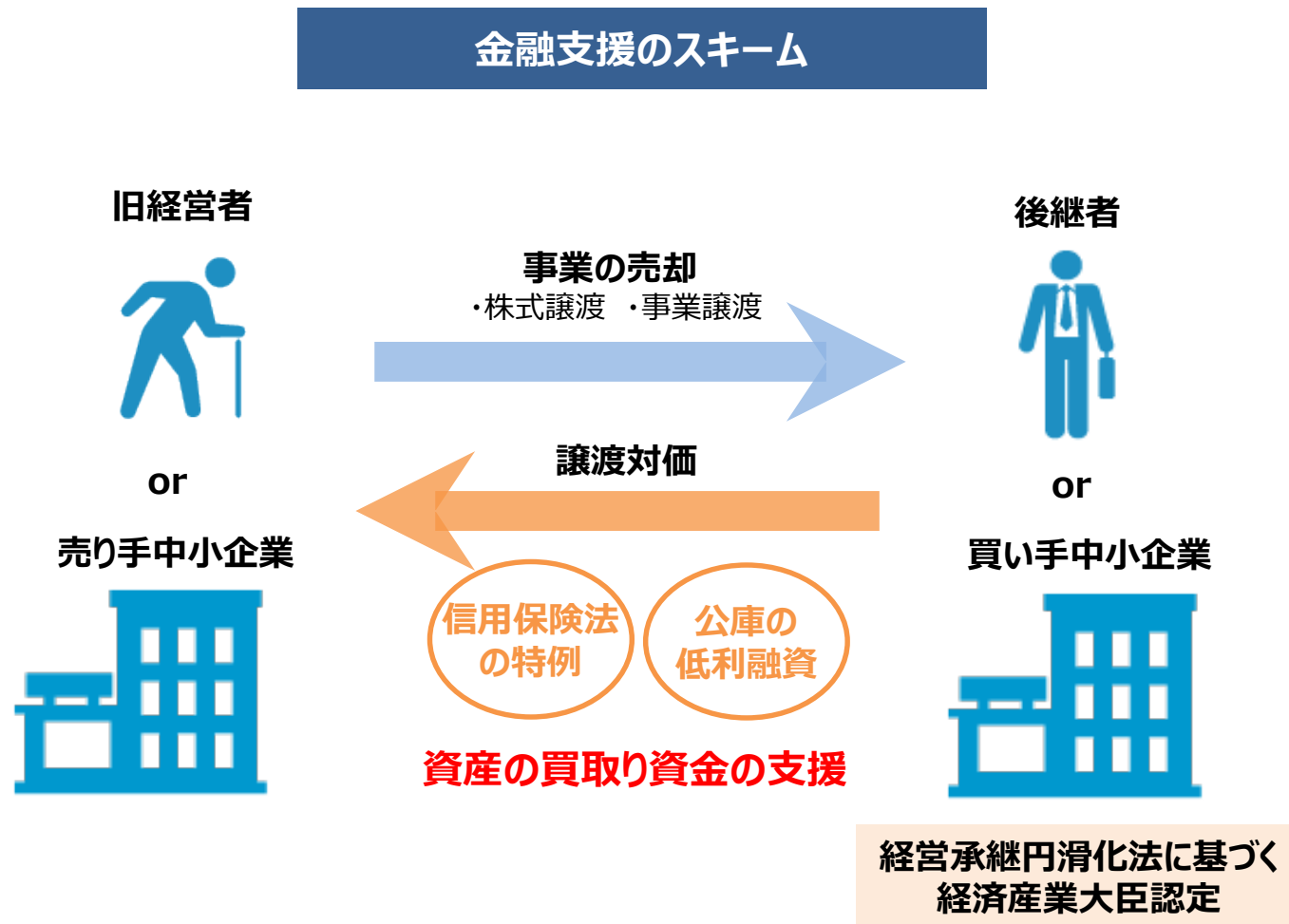
機運醸成  
・環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 経営承継円滑化法に基づく金融支援

- 事業承継の際に必要な資金の調達を円滑にするため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、①中小企業信用保険法の特例、②株式会社日本政策金融公庫法の特例、③沖縄振興開発金融公庫法の特例を措置。



機運醸成  
・環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援